

広島県告示第 663 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があつたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定によつて、その概要を次のとおり告示する。

平成 21 年 7 月 9 日

広島県知事 藤田雄山

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	尾道市東尾道 15-13 国広水産株式会社 代表取締役 川崎 育造
工場又は事業場の所在地及び名称	尾道市東尾道 15-13 国広水産株式会社

2 申請の内容

18 の 2 ハ 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設 2 基及び 18 の 2 ロ 冷蔵調理食品製造業の用に供する湯煮施設 1 基の使用の方法を変更する。また、特定施設の変更に伴い排出水量及び排出水質を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その 1)

		変更前	変更後
種類		18 の 2 ハ 冷凍調理食品製造業の用に供する洗浄施設（冷凍粒かき洗浄機）	
工期等	工事着手予定期日	既設	許可後直ちに
	工事完成予定期日		着手後直ちに
	使用開始予定期日		完成後直ちに

使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用 の 季 節 的 変 動)	12 時間連続 (2月から5月まで使用)		13 時間連続 (2月から5月まで使用)	
	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位 : m ³)	196	218	224	248

(その2)

工 期 等	種 類	変 更 前		変 更 後		
		18の2 ハ 冷蔵調理食品製造業の用に供する洗浄施設(冷凍あさり洗浄機)				
		工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設	許可後直ちに		
		工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後直ちに		
		使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに		
	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用 の 季 節 的 変 勤)	5 時間連続 (6月から1月まで使用)		6 時間連続 (6月から1月まで使用)		
	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位 : m ³)	98	112.8	116.6	133.4	

(その3)

工 期 等	種 類	変 更 前		変 更 後		
		18の2 ロ 冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設(冷凍あさりボイル槽)				
		工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設	許可後直ちに		
		工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後直ちに		
		使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後直ちに		

使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用 の 季 節 的 変 動)	5時間連続 (6月から1月まで使用)		6時間連続 (6月から1月まで使用)	
	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位 : m ³)	2	2.2	2.4	2.6

(2) 汚水等の処理の方法

廃水処理施設（2月から5月まで）

工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日 工 事 完 成 予 定 年 月 日 使 用 開 始 予 定 年 月 日			変 更 前		変 更 後			
				既設		許可後直ちに			
						着手後直ちに			
				完成後直ちに					
使 用 の 方 法	汚 水 等 の 汚 染 状 況	項 目	処 理 前		処 理 後		処 理 前		
			通 用	最 大	通 用	最 大	通 用	最 大	
		生物化学的酸素要求量	(単位: mg/ℓ)	1,006	1,134	50	60	1,006	1,131
		化 学 的 酸 素 要 求 量		508	573	50	60	508	571
		浮 遊 物 質 量		214	239	50	60	214	238
		窒 素 含 有 量		77.2	147	38.3	120	77.0	147
		磷 含 有 量		15.1	20.7	9.0	16	15.0	20.5
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位 : m ³)		300	330	300	330	328	360	

廃水処理施設（6月から1月まで）

工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日 工 事 完 成 予 定 年 月 日 使 用 開 始 予 定 年 月 日			変 更 前		変 更 後	
				既設		許可後直ちに	
						着手後直ちに	
	完成後直ちに						

使 用 の 方 法	処理前 汚水等の 汚染状況	項 目	処理前		処理後		処理前		処理後	
			通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
生物化学的酸素要求量	(単位: mg/ℓ)	996	1,136	50	60	992	1,131	45.7	60	
		505	576	50	60	503	572	45.7	60	
		214	242	50	60	213	239	45	60	
		77.1	146	38.3	120	76.5	144	35.0	120	
		15.5	20.9	9.0	16	15.3	20.5	8.2	16	
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)			202	225	202	225	221	246	221	246

(3) 排出水の汚染状態

(2月から5月まで)

排水 口名	項 目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
生物化学的酸素要求量	(単位: mg/ℓ)	50	60	45.7	60
		50	60	45.7	60
		50	60	45	60
		38.3	120	35.0	120
		9.0	16	8.2	16
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)		300	330	328	360

(6月から1月まで)

排水 口名	項 目	変更前		変更後		
		通常	最大	通常	最大	
総排 水口	生物化学的酸素要求量	(単位： mg/l)	50	60	45.7	60
	化学的酸素要求量		50	60	45.7	60
	浮遊物質量		50	60	45	60
	窒素含有量		38.3	120	35.0	120
	磷含有量		9.0	16	8.2	16
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)		202	225	221	246

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成21年7月9日から平成21年7月30日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県東部厚生環境事務所環境管理課並びに尾道市環境政策課